ア　農林漁業者又はその組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）であって、設備整備区域に含まれる可能性のある農林地又は漁港若しくはその周辺の水域において農林漁業の生産活動を行う者

イ　農林漁業者等であって、設備整備区域の近隣で生産活動を行う者等、再生可能エネルギー発電設備の整備によりその行う農林漁業の生産活動に影響を受けるおそれがある者

ウ　バイオマス発電の原料として当該市町村の区域内又は近隣の市町村から未利用間伐材や家畜排せつ物等が供給される場合にあっては、原料の供給に関与する農林漁業者等

エ　農林漁業者等であって、基本計画において定められる農林漁業の健全な発展に資する取組の検討に必要な知見を提供できる者又は設備整備者と協働して当該取組を実施しようとする者

オ　再生可能エネルギー発電設備の整備により生活環境に影響を受けるおそれがある住民（隣接市町村の住民を含む。）又はその意見を代表する者

カ　基本計画の作成に当たり、再生可能エネルギー発電設備の構造、特性その他再生可能エネルギー電気の発電に関する専門的な知見を必要とする場合にあっては、その知見を有し、適切なアドバイスを行うことができる技術者又は専門家

キ　基本計画の作成に当たり、再生可能エネルギー発電設備の整備に際して考慮すべき自然環境、景観、生活環境等に対する影響等に関する科学的な知見を必要とする場合にあっては、その知見を有する専門家

④　①から③までに掲げる者のほか、市町村が構成員として必要と認める者として、次に掲げる者を構成員とすることが望ましい。

ア　設備整備区域に、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、森林法、漁港漁場整備法、海岸法又は自然公園法に基づく許可又は届出が必要となる区域を含めようとする場合にあっては、これらの法律に基づく手続に関する行政事務を所掌する都道府県の担当部局の職員

イ　設備整備区域に国立公園を含めようとする場合にあっては、その区域を管轄区域に含む地方環境事務所の職員

ウ　設備整備区域に国有林野を含めようとする場合にあっては、その区域を管轄区域に含む森林管理局の職員

エ　再生可能エネルギーの導入の促進又は地域における農林漁業の振興に関する行政事務を所掌する都道府県の担当部局の職員

オ　農林漁業に関する専門的な知見を有する者

カ　基本計画の作成に当たり、整備される再生可能エネルギー発電設備を使用して行われる発電事業の事業性、リスク等についてファイナンス面から把握し、評価する必要がある場合にあっては、その実務的な知見を有する者

キ　これらの者のほか、再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たり、自然環境の保全、地域の産業の振興、歴史的風致の保全等に特に配慮する必要がある事項があると認める場合にあっては、これらの事項に関する国若しくは都道府県の職員又は専門的な知見を有する者

⑤　市町村は、②から④までに掲げる者から協議会の構成員として当該協議会に加わりたい旨の申出があったときは、これを協議会に加えるよう努めるものとする。

⑥　国及び都道府県は、被災市町村からその組織する協議会の構成員となることについて要請されたときは、これに積極的に応ずるよう努めるものとする。

⑵　協議会の主な協議事項

①　協議会においては、基本計画の作成に当たり、法第５条第２項及び第３項に規定する基本計画の記載事項の内容について協議するものとする。

②　協議会においては、作成された基本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、次に掲げる事項について協議するものとする。

ア　設備整備区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担

イ　設備整備者が農地法第５条第２項第１号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令第20条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容

ウ　再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項

③　②のアからウまでに掲げるもののほか、地域の実情や電源の種類に応じ、次に掲げる事項等について協議が行われることが望ましい。

ア　再生可能エネルギーの活用方法（例：災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等）

イ　再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加（例：地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等）

ウ　再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整（例：小水力発電における農業用水の利用に関する調整等）

④　協議会における協議が調った事項については、市町村は、その内容を基本計画に適切に反映するとともに、協議会の構成員は、その結果を尊重しなければならない。

⑶　その他

①　協議会は、協議会の組織、運営及び管理に関し必要な事項や②の協議会の協議内容の公表の内容、方式等について、その構成員間の協議を経て規約を定めるものとする。

②　協議会は、協議会における協議の記録又は概要を作成し、原則としてこれを公表するよう努めるものとする。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそれがあるものは非公表とするものとする。

7　設備整備計画の認定に関する留意事項

⑴　設備整備計画の作成及び認定の申請

設備整備計画の認定を受けようとする設備整備者は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村の基本計画の内容を十分踏まえて設備整備計画を作成し、当該市町村に認定の申請を行うものとする。

この場合において、基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、認定の手続の円滑化を図るため、認定の申請の受付窓口の一本化を図るよう努めるとともに、設備整備者に対し、申請に必要な書類の準備等に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。

⑵　認定手続

設備整備計画の認定の申請を受けた計画作成市町村は、以下の事項に留意して認定に係る手続を進めるものとする。

①　農業委員会からの意見聴取

認定の申請のあった設備整備計画に農地法に基づく許可に関する行為が記載されている場合には、法第７条第４項に基づく農林水産大臣又は都道府県知事に対する協議の前に、あらかじめ、計画作成市町村の農業委員会の意見を聴取するものとする。